

## <サイバープロテクター:想定事例集>

○=保険の対象となる=免責にならない ×=保険の対象とならない=免責になる

No	想定される事例	○・×	コメント
1	情報の漏えいが、法人および法人役員が自己の不正な利益を得るために行ったもの(犯罪行為)であった場合	×	被保険者の犯罪行為(過失犯を除く)は免責です。
2	情報の漏えいが、法人および法人役員の過失であった場合	○	
3	情報の漏えいが、法人職員の犯罪行為であった場合	○	
4	情報の漏えいが、職員の過失であった場合	○	
5	情報の漏えいが、法人で活動しているボランティアや実習生の犯罪行為であった場合	○	
6	情報の漏えいが、法人で活動しているボランティアや実習生の過失であった場合	○	
7	法人が委託を受けた業務で情報が漏えいし、委託元が損害賠償したものについて当該法人が求償された場合	○	
8	法人が委託を受けた業務で情報が漏えいし、委託元が負担した事故対応費用の損害について当該法人が求償された場合	○	
9	法人が業務を委託した委託先で当該業務に関わる個人情報が漏えいし、個人から当該法人に損害賠償を請求された場合	○	
10	法人が業務を委託した委託先で当該業務に関わる情報が漏えいし、当該法人が委託元として事故対応費用を負担する場合の損害について法人が保険の請求をした場合(なお情報の漏えいが客観的に明らかな場合とする)	○	
11	情報漏えいによる財産的損害はないが、漏えい自体により精神的な苦痛を受けたとして、またはプライバシー・人格権の侵害として当該法人が損害賠償を請求された場合	○	
12	上記11の場合で、損害賠償責任はないとされたが、事故対応による費用や道義的な観点からの見舞金等に要した費用の損害について法人が保険請求をした場合(なお情報の漏えいが客観的に明らかな場合とする)	○	
13	法人の役員・職員の個人情報を漏えいしてしまった場合	○	
14	法人で活動しているボランティアや実習生の個人情報を漏えいしてしまった場合	○	
15	法人事業の利用者、またはその家族の情報を漏えいしてしまった場合	○	
16	法人が利用目的の範囲を故意に大幅に逸脱して個人情報を利用し(個人情報保護法違反)損害賠償請求された場合	×	故意または重過失による法令違反は免責です。
17	情報の漏えいのおそれがあるサイバー攻撃を受けた際のコンピュータシステム等の復旧費用(なお情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかな場合とする)	▲	ワイドプランのみ補償可能です。
18	サイバー攻撃のおそれがあった際の、サイバー攻撃調査費用(公的機関からの通報等により客観的に明らかになった場合)	▲	ワイドプランのみ補償可能です。

<ご注意> 上記はあくまで想定事例であり、実際の保険の適用可否については、普通保険約款および特約に照らしての個別の判断となります。また、賠償補償(損害賠償金)の保険金のお支払いにあたっては、被保険者(記名被保険者およびその役員)に法律上の損害賠償責任があることが前提となります。